

それぞれ

公の施設の管理を行う「指定管理者」を募集します

●募集する施設

公共施設の指定管理者を、「その1」と「その2」それぞれ別に募集を行います。

「その1」

- ・神山町農村環境改善センター(神領字中津132番地)
- ・神山町民体育館(神領字大埜地393番地2)
- ・社会体育倉庫(神領字大埜地408番地3)

3施設を一括で募集

「その2」

- 神山町基幹集落センター(上分公民館)
(上分字川又西13番地)

●指定期間

「その1」: 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

ただし、神山町民体育館は令和3年4月1日～令和4年3月31日(1年間)

「その2」: 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

●申込資格(「その1」「その2」共通)

- ①企業法人、公益法人、特定非営利活動法人(NPO法人)及び法人格を持たない団体など。
※個人は応募できません
- ②町内の団体であること。
- ③その他、募集要項に定める事項。

●選定基準(「その1」「その2」共通)

- ①利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④公の施設の管理を安定して行う人員を有し、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤地域における住民の声が反映される管理が行われること。

●募集要項と申込書類の配布期間(「その1」「その2」共通)

令和2年8月14日(金)～9月4日(金)まで、教育委員会にて配布します。

●申込期間(「その1」「その2」共通)

令和2年9月7日(月)～9月30日(水)まで。

お問い合わせ先: 神山町教育委員会

電話: 676-1522 IP2009